

氏の変更許可の申立てについて

旭川家庭裁判所

1 氏の変更とは

氏の変更とは、やむを得ない事情によって戸籍の氏(姓)を変更することについて、家庭裁判所の許可を得る手続です。やむを得ない事情とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。

なお、父又は母が外国人である方で、外国人である父又は母の氏を称する場合にも家庭裁判所の許可が必要です。

※ 離婚等に伴い、子の氏(戸籍)を変更する手続は、この申立てではなく、「子の氏の変更許可」申立ての手続になります。

※ 外国人と婚姻した日本人は、婚姻の日から6か月以内に限り、届出のみによって外国人の氏を称することができます。したがって、この期間中は氏の変更の許可申立ては不要です。

2 申立人(申立てができる方)

戸籍の筆頭者又はその配偶者、父又は母が外国人である方

3 申立先

申立人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。

4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 800円分
- 郵便切手 【通常】
500円×2枚、100円×1枚、84円×4枚、10円×1枚 (合計1,446円)
【筆頭者と配偶者との共同申立】
500円×4枚、100円×2枚、84円×5枚、10円×2枚 (合計2,640円)

5 申立てに必要な書類

- 申立書
- 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)
戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- やむを得ない事情を証する資料
 - ・ 離婚に際して婚姻中の氏を称することを選択した方で、旧姓に戻すことを希望される場合
⇒婚姻前の申立人の戸籍(除籍、改製原戸籍)から現在の戸籍までの全ての戸籍謄本(全部事項証明書)が必要です。
 - ・ 複数回の離婚で出生時の姓に戻すことを希望される場合
⇒最初の婚姻前の戸籍から現在の戸籍までの全ての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)が必要です。
- 同意書(同一戸籍内に15歳以上の方がいる場合のみ提出が必要です。)
同一戸籍内に15歳以上の方がいる場合は、その方の氏の変更についての同意書が必要になります。

6 申立て後の手続について

申立て後、氏の変更を許可するかどうかについて審理が行われます。審理は、裁判所から申立人に照会書を送付し、回答書を提出していただいたり、裁判所にお越しいただいて事情を伺うなどの方法により行います。

氏の変更を許可する場合は、申立人に氏の変更を許可する旨の審判がなされ、審判書謄本が申立人に交付されます。

なお、実際に戸籍上の氏が変更されるためには、許可審判の確定後、許可審判書謄本と、別途申請により送付される審判確定証明書(収入印紙150円分が必要になります。)を添付して、市町村戸籍課に氏の変更届をする必要があります。許可審判がなされただけで自動的に氏が変更されるわけではありません。市町村への氏の変更届は、本籍地以外の市町村で届け出る場合は、申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)を添付する必要があります。